

資料 5

2023 年 5 月 12 日
九州電力株式会社

組織改正に係る原子炉施設保安規定変更認可申請 における必要な対応の確認について

1 はじめに

4月18日の審査会合資料1-6にて組織改正に係る保安規定変更認可申請と玄海4号炉高燃焼度燃料の使用に係る設置変更許可申請の添付書類五及び十一との関連について説明を行い、両申請の記載の整合について確認ができ次第、保安規定変更認可申請の認可手続きを進める旨の説明を受けた。その後、4月27日の組織改正に係る保安規定ヒアリングにおいて、保安規定を認可するため、保安規定変更認可申請補足説明資料と設置変更許可申請書添付書類五の記載の整合について説明を求められたことから、以下の事項について確認させていただきたい。

2 確認事項

- (1) 保安規定変更認可申請の認可手続きを進められない要因について
- (2) 保安規定変更認可申請の認可手続きを進めていただくために必要な具体的な手続きについて

3 参考資料

- (1) 別紙1：4月18日審査会合資料1-6
- (2) 別紙2：玄海原子力発電所4号炉高燃焼度燃料の使用に伴う原子炉設置変更許可申請書添付書類五の記載方針について(玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更認可申請「組織改正」との関連)
- (3) 別紙3：玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書補足説明資料「上流文書(設置(変更)許可申請書)から保安規定への記載内容(本文+添付書類)」より抜粋(P.45)

以上

2023年4月18日

九州電力株式会社

**玄海原子力発電所 4号炉高燃焼度燃料の使用に伴う
原子炉設置変更許可申請書添付書類五及び十一について
(玄海原子力発電所保安規定変更認可申請「組織改正」との関連)**

1. はじめに

「原子燃料部門」は、玄海原子力発電所保安規定変更認可申請「組織改正」と同様に、保安に関する組織として位置付けており、先に保安規定の申請内容が認可された場合、本設置変更許可申請書の組織に関する記載について、補正を実施する必要があると考えている。

そのため、本設置変更許可申請の添付書類五及び添付書類十一と上記保安規定の申請内容との関連（補正内容）について以下のとおり整理した。なお、保安規定変更認可後の適切なタイミングで本設置変更許可申請書の補正を実施予定である。

2. 添付書類五（変更に係る発電用原子炉施設の設置及び運転に関する技術的能力に関する説明書）との関連について

「1.組織」の第 5.1 図に示す原子力関係組織を組織改正後の組織に変更する。

3. 添付書類十一（変更後における発電用原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する説明書）との関連について

原子燃料部門は、本申請に係る業務において、高燃焼度燃料調達に伴う供給者の選定を実施するため、「3.5.2 供給者の選定」に原子燃料部門を追記する。

4. 参考資料

- ・別紙 1：添付書類五より抜粋（p.5-1、5-15）
- ・別紙 2：添付書類十一より抜粋（p.11-11）

以 上

別添 2

添 付 書 類 五

変更に係る発電用原子炉施設の設置及び運転に関する
技術的能力に関する説明書

本変更に係る発電用原子炉施設の設計及び工事、並びに運転及び保守（以下「設計及び運転等」という。）のための組織、技術者の確保、経験、品質保証活動、教育・訓練及び有資格者等の選任・配置については次のとおりである。

1. 組 織

本変更に係る設計及び運転等は第 5.1 図に示す既存の原子力関係組織にて実施する。

これらの組織は、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」第 43 条の 3 の 24 第 1 項の規定に基づく玄海原子力発電所原子炉施設保安規定（以下「保安規定」という。）等で定められた業務所掌に基づき、明確な役割分担のもとで玄海原子力発電所の設計及び運転等に係る業務を適確に実施する。

本変更に係る設計及び工事の業務については、設計方針を原子力発電本部の原子力管理部門、原子力建設部門、原子力技術部門、安全・品質保証部門及びテクニカルソリューション統括本部の原子力土木建築部門にて定め、本設計方針に基づく、現地における具体的な設計及び工事の業務は、玄海原子力発電所において実施する。

3.5 設計並びにその後の工事等の活動における調達管理の方法

原子力部門は、設置許可に係る設計並びにその後の工事等の活動に係る業務を調達する場合は、品質マネジメントシステム計画に基づく調達管理を以下のとおり実施する。

3.5.1 供給者の技術的評価

供給者が当社の要求事項に従って調達製品を供給する技術的な能力を判断の根拠として供給者の技術的評価を実施する。

3.5.2 供給者の選定

設置許可に係る設計並びにその後の工事等の活動に係る業務に必要な調達を行う場合、原子力安全に対する影響や供給者の実績等を考慮し、業務の重要度に応じたグレードに従い調達要求事項を明確にし、資材調達部門へ供給者の選定を依頼する。

資材調達部門は、「3.5.1 供給者の技術的評価」で、技術的な能力があると判断した供給者の中から供給者を選定する。

3.5.3 調達製品の調達管理

調達の実施に際し、原子力安全に及ぼす影響に応じたグレード分けを適用し、以下の管理を実施する。

(1) 調達仕様書の作成

業務の内容に応じ、品質マネジメントシステム計画に基づく調達要求事項を含めた調達仕様書を作成し、供給者の業務実施状況を適切に管理する。

(2) 調達製品の管理

調達仕様書で要求した製品が確実に納品されるよう調達製品が納

2023年5月12日
九州電力株式会社

玄海原子力発電所4号炉高燃焼度燃料の使用に伴う
原子炉設置変更許可申請書添付書類五の記載方針について
(玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更認可申請「組織改正」との関連)

1 添付書類五(変更に係る発電用原子炉施設の設置及び運転に関する技術的能力に関する説明書)における原子燃料部門の記載および保安規定との関係について

- (1)「原子燃料部門」は、組織改正に係る保安規定変更認可申請と同様に保安に関する組織として位置付けており、添付書類五「1. 組織」の「第5.1 図 原子力関係組織」に示していることから、保安規定の上流文書として整合しており、記載程度の議論は残っているが、保安規定の審査と切り分けて問題ないと考える。なお、組織改正に伴い、「第5.1 図 原子力関係組織」が変更となるため、保安規定変更認可後の適切なタイミングで本設置変更許可申請書の補正を実施予定である。
- (2)「原子力事業者の技術的能力に関する審査指針」においては、技術的能力を「安全を確保して事業等を適切に遂行するための組織の管理能力に、その組織の技術者の有する知識、技術及び技能を含めた能力」とされており、添付書類五「1. 組織」の「本変更に係る設計及び工事の業務について」は、主たる業務として、設計方針を定める組織及びその設計方針に基づいた実工事を行う組織を記載(別紙1参照)している。よって、原子燃料部門及び資材調達部門は保安に関する組織であるが、設計方針を定める組織及び実工事を行う組織ではないことから、記載していない。また、既許可についても同様の考え方の記載で、許可をいただいている。

以上

上流文書（設置（変更）許可申請書）から保安規定への記載内容（本文+添付書類）

設置（変更）許可申請書【本文】 2021.4.28（認可）	設置（変更）許可申請書【添付書類】 2021.4.28（認可）	原子炉施設保安規定（第1編） 記載すべき内容	記載の考え方	社内規定文書
<p>11、発電用原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項 （中略）</p> <p>5.5 責任、権限及び情報の伝達</p> <p>5.5.1 責任及び権限 社長は、部門及び要員の責任及び権限並びに部門相互間の業務の手順を定めさせ、関係する要員が責任を持って業務を遂行できるようにする。 （省略）</p> <p>※設置変更許可申請書（本文）には、保安規定に記載される組織、職務等の具体的な記載はなく、本文十一号に各組織及び要員の責任及び権限を定めることを記載している。</p> <p>第4条 第5条以外の保安規定本文については、組織改正に伴う変更反映のみであり、行為内容を変更するものではないため、設置許可との整合に変更が生じるものではない。</p>	<p>【記載なし】</p> <p>※添付書類五および八並びに十一に組織の記載はあるが、当該設置変更許可の時点での記載となっているため「記載なし」としている。</p> <p>(2023年4月18日の組織改正に伴う保安規定変更認可申請及び女海原子炉発電所4号炉高燃焼度燃料の使用に伴う原子炉設置変更許可申請に係る審査会合を受けた設置（変更）許可申請書添付書類十一記載方針）</p> <p>設置（変更）許可申請書添付書類十一</p> <p>3.5.2 供給者の選定 設置許可に係る設計並びにその後の工事等の活動に係る業務に必要な調達を行う場合、原子炉安全に対する影響や供給者の実績等を考慮し、業務の重要度に応じたグラレードに従い調達要求事項を明確にし、資材調達部門へ供給者の選定を依頼する。 資材調達部門は、「3.5.1 供給者の技術的評価」で、技術的な能力があると判断した供給者の中から供給者を選定する。</p> <p>※原子炉燃料部門は、高燃焼度燃料調達に伴う供給者の選定を実施するため、上記既許可の実施者に原子燃料部門を追加する。</p>	<p>記載すべき内容</p> <p>(保安に関する組織)</p> <p>第4条 運転段階の発電所の保安に関する組織は、図4-1のとおりとする。</p> <p>図4-1</p> <p>(保安に関する職務)</p> <p>第5条 保安に関する主な職務及び実施者は以下のとおりとする。</p> <p>(中略)</p> <p>(4) 原子炉管理部長は、原子炉管理部門が実施する発電所の保安に関する活動を統括する。また、原子炉管理部門、原子燃料部門、原子力建設部門、原子力技術部門、原子燃料部門及び炉停止措置統括部門におけるコンプラライアンス活動並びに原子炉管理部門における安全文化醸成活動を統括するとともに、3号炉及び4号炉に係る火山影響等、その他自然災害、火山活動のモニタリング等、重大事故等及び大規模損壊発生時の体制の整備に関する業務を行う。</p> <p>(中略)</p> <p>(8) 原子燃料部長は、原子燃料部門が実施する供給者の選定に関する業務を統括する。また、原子燃料部門における安全文化醸成活動を統括する。</p> <p>(中略)</p> <p>(11) 資材調達部長は、資材調達部門が実施する供給者の選定に関する業務を統括する。また、資材調達部門における安全文化醸成活動を統括する。</p> <p>(省略)</p>	<p>記載の考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> 本店原子力部門の組織改正に伴い、記載を変更する。 設置（変更）許可申請書添付書類十一における「供給者の選定」業務を原子燃料部門及び資材調達部門が実施していることを踏まえ記載を変更する。 	<p>社内規定文書</p> <p>記載内容の概要</p> <p>該当規定文書</p> <ul style="list-style-type: none"> 品質マニュアル（要則）（既存） 品質マニュアル（基準）（既存） 保安活動に関する関係法令等遵守活動基準（既存） 原子力安全文化醸成活動管理基準（既存） 保安活動に関する文書及び記録の管理基準（既存） 保安活動及び記録の管理基準（既存） 記録の管理基準（既存） 不適管理基準（既存） 改善措置活動管理基準（既存） 教育訓練基準（既存） 設計・調達管理基準（既存） 試験・検査基準（既存） 異常時通報連絡処置基準（既存） 非常事態対策基準（既存） 安全委員会運営基準（既存） 評価改善活動管理基準（既存） 品質保証委員会運営基準（既存） 未然防止処置基準（基準） 根本原因分析実施基準（既存） 施設管理基準（既存） 原子力内部監査要則（既存）